

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年2月7日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スーパーバランス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

スーパーバランス（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）

愛称として、「やじろべえ」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の１口当たり元本は、１円（１万口当たり元本金額１万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

上限 5,000億円とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後３時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ累積投資口座約款による契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、以下「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」）といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

### （６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

### （７）【申込期間】

2020年2月8日から2020年8月7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額)を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「( 8 ) 申込取扱場所」をご参照下さい。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

**( 1 2 ) 【その他】**

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎月9日(休業日の場合は翌営業日)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産（ ） 資産複合

##### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

###### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

## &lt;属性区分表（網掛け表示部分）の定義&gt;

## その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、複数資産（当ファンドにおいては株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

## 年12回（毎月）

目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

## グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額： 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金(もしくは分配金)として享受する仕組みになっています。

・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分(グローバルアセットアロケーション)をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

<当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要>

関係法人の名称           りそなアセットマネジメント株式会社

資本金                   10億円

関係業務の概要           ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## [世界の6資産に分散投資]

「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

### <アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

## [各資産の銘柄選定の方針について]

投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券 安定性 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式 成長性 東証株価指数（TOPIX）+ アルファを目指す運用
- ・外国債券 安定性・好利回り 先進国の国債中心の運用  
FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・外国株式 成長性・好配当利回り 先進国の好配当銘柄に注目した運用  
MSCI-KOKUSAI（円換算ベース）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・内外リート インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

- \* 東証株価指数（TOPIX）、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、MSCI-KOKUSAI（円換算ベース）、S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、FTSE Fixed Income LLC、MSCI Inc.、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

## （２）【ファンドの沿革】

1998年12月 1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

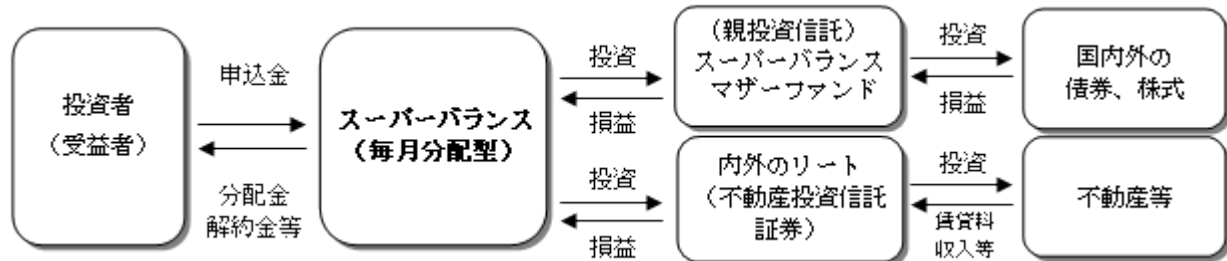
2019年 4月 1日 投資助言及び情報提供先を株式会社りそな銀行からりそなアセットマネジメント株式会社に変更

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート（不動産投資信託証券）投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

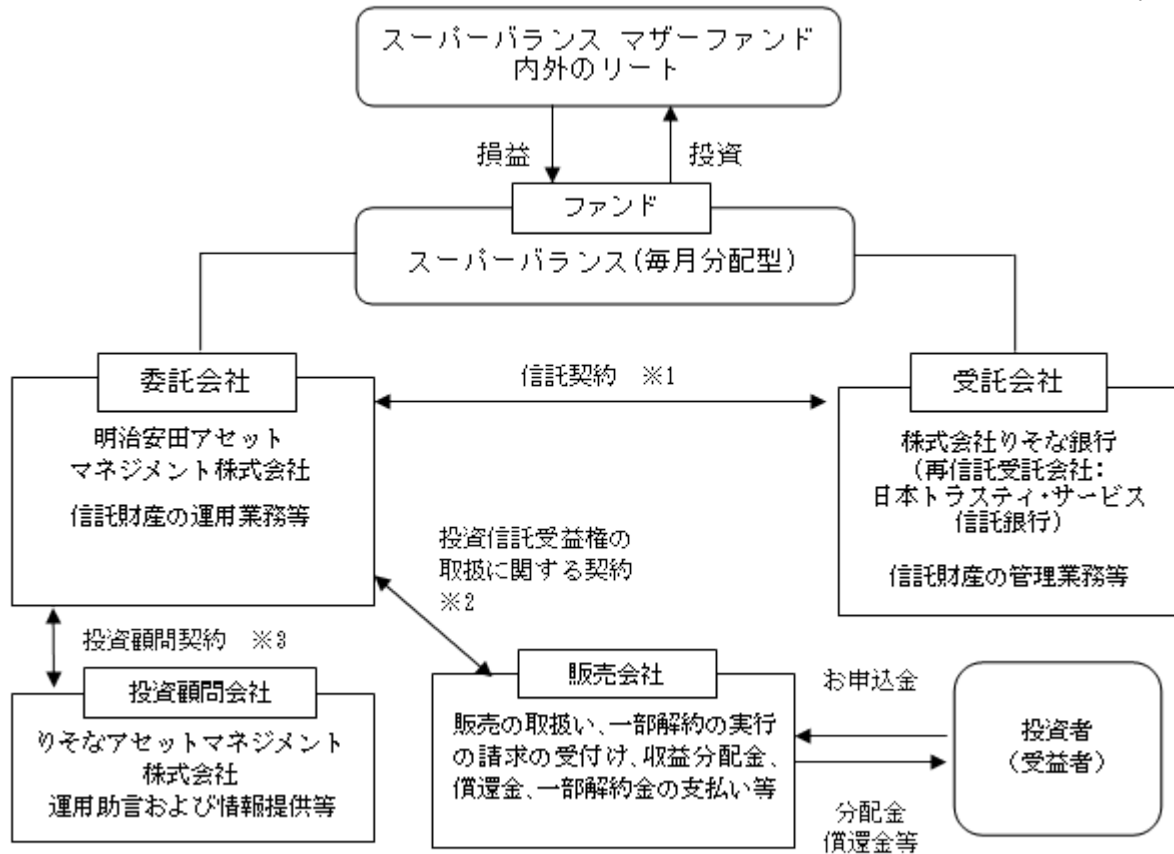


損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者） 株式会社りそな銀行  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
（なお、受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社 りそなアセットマネジメント株式会社  
運用に関する助言・情報提供を行います。





#### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

#### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

#### 3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・ アム・マイン, ポッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

ファンドは、日本を含む世界の債券、株式およびリート（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

#### 投資態度

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記5.の証券を以下「公社債」といい、上記3.および4.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (参考)

#### 親投資信託の概要

「スーパーバランス マザーファンド」

#### 投資の基本方針

##### (1) 基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

##### (2) 運用方法

#### 投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 外国為替予約取引を行います。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

### （３）【運用体制】

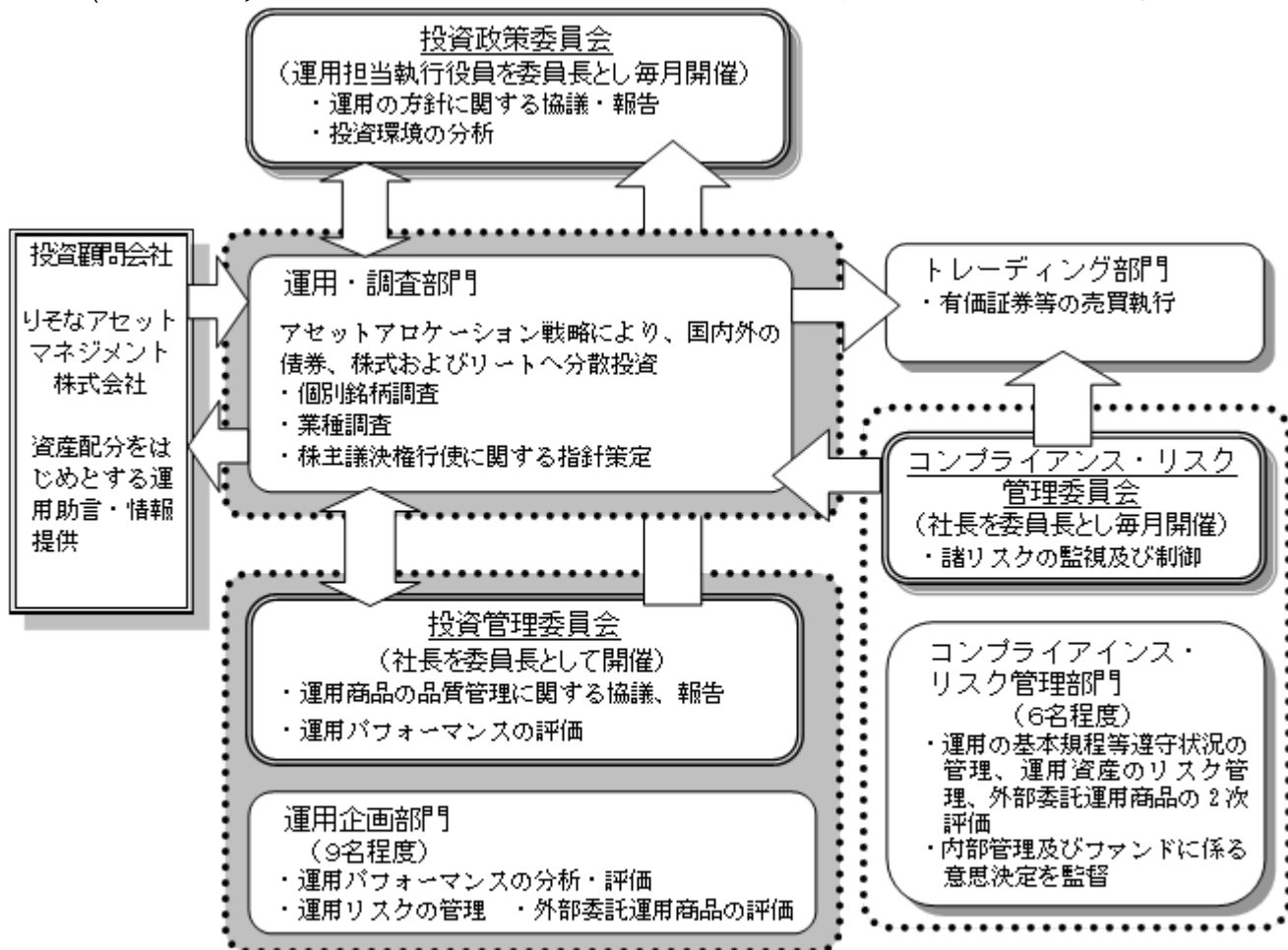
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。必要に応じて、投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて、投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ（<http://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

### （４）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益(評価益)等を中心とした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から(原則として決算日から起算して5営業日までに)、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

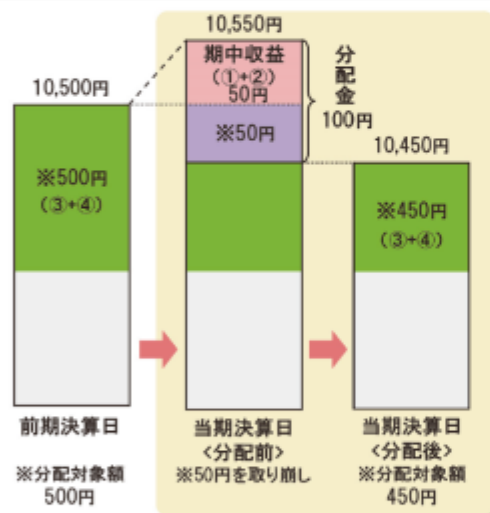


\*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

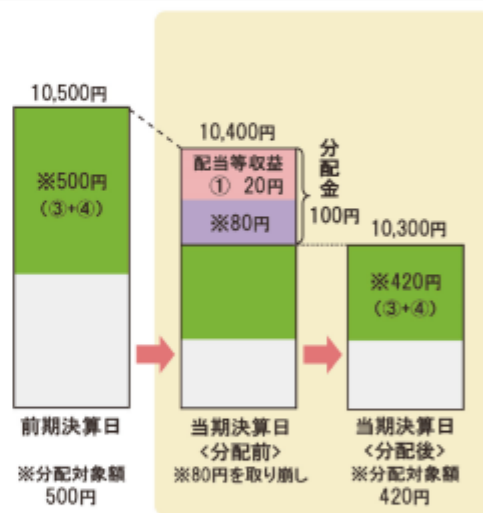
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

#### （前期決算日から基準価額が上昇した場合）



#### （前期決算日から基準価額が下落した場合）



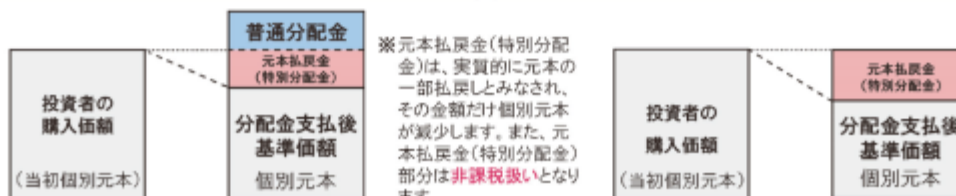
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### （分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

#### （分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

**（５）【投資制限】****<投資信託約款に基づく主な投資制限>**

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は当ファンドの信託財産中より支弁します。

**<法律等で規制される投資制限>**



#### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

スーパーバランス（毎月分配型）は、株式・債券・リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

##### 5. リートの主なリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### その他のリスク・留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

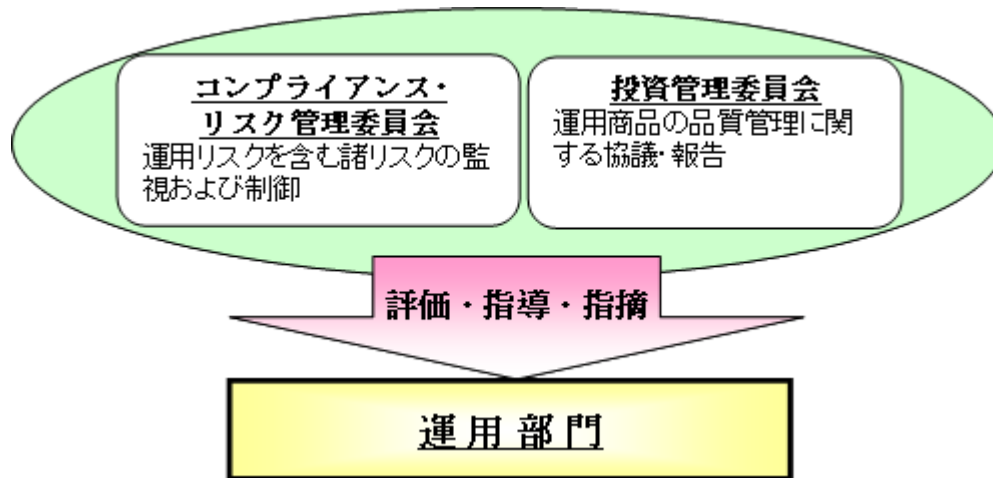
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



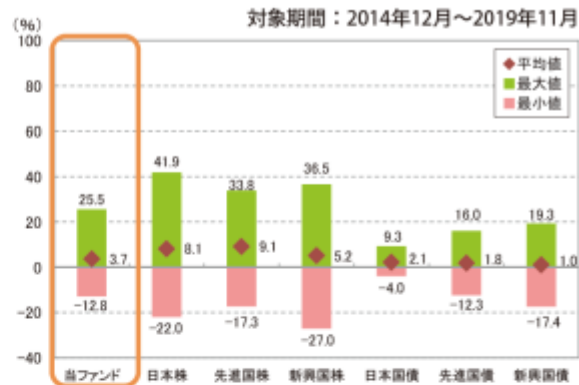
ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）**は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

信託財産留保額は、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

### (3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産総額に応じて]			
	200億円未満 の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上 1000億円未満の部分	1000億円以上 の部分
委託会社	0.605% (税抜0.55%)	0.55% (税抜0.5%)	0.495% (税抜0.45%)	0.44% (税抜0.4%)
販売会社	0.715% (税抜0.65%)	0.77% (税抜0.7%)	0.825% (税抜0.75%)	0.88% (税抜0.8%)
受託会社	0.11%（税抜0.1%）			
合計	1.43%（税抜1.3%）			

## &lt; 内容 &gt;

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

委託会社の受取る信託報酬にはりそなアセットマネジメント株式会社に対する投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。投資対象とする投資信託証券の資産運用報酬等の実質的な負担額は組入れ銘柄の見直しにより変動する為、事前に料率、上限額等を表示することができません。

**（４）【その他の手数料等】**

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**（５）【課税上の取扱い】**

個人、法人別の課税の取扱いについて

## 1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 一部解約時および償還時に対する課税 &gt;

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含み、）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 損益通算について &gt;

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

## 個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

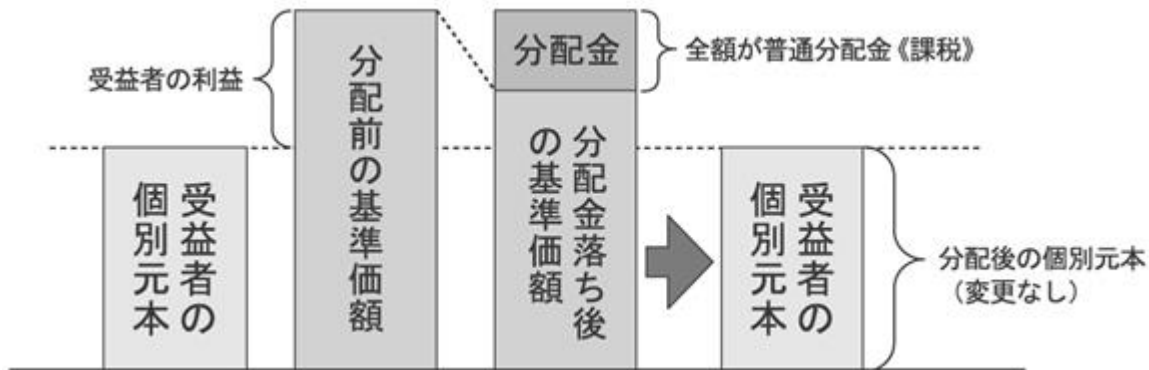


## 収益分配金の課税について

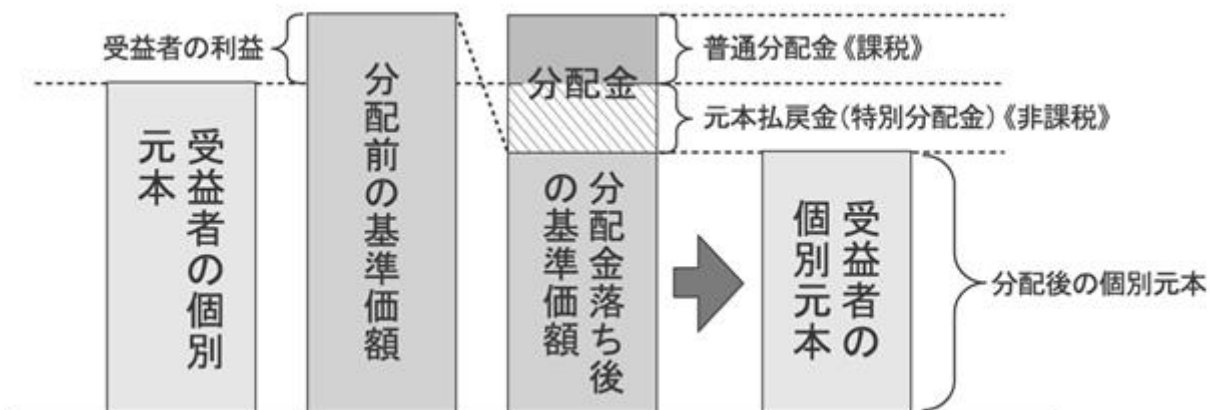
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### 1. の場合



### 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

#### <少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。



## 5【運用状況】

以下は2019年11月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	香港	41,958,000	0.50
	カナダ	7,463,044	0.09
	小計	49,421,044	0.59
投資証券	アメリカ	1,213,288,072	14.38
	オーストラリア	115,801,250	1.37
	日本	112,602,500	1.33
	イギリス	54,358,780	0.64
	フランス	46,528,692	0.55
	オランダ	43,439,146	0.51
	シンガポール	35,368,917	0.42
	ベルギー	6,859,834	0.08
	カナダ	5,824,432	0.07
小計	1,634,071,623	19.37	
親投資信託受益証券	日本	6,580,934,690	78.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		172,458,604	2.04
合計(純資産総額)		8,436,885,961	100.00

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スーパーバランス マザーファンド	4,283,904,889	1.5290	6,550,090,576	1.5362	6,580,934,690	78.00
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	10,900	9,539.38	103,979,343	10,123.34	110,344,450	1.31
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	1,500	58,100.76	87,151,146	61,922.21	92,883,325	1.10
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	5,409	16,925.92	91,552,325	16,567.66	89,614,490	1.06
5	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	6,900	9,080.33	62,654,296	9,402.43	64,876,830	0.77
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	2,600	23,155.50	60,204,316	23,239.86	60,423,655	0.72
7	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	6,100	9,200.84	56,125,178	9,381.62	57,227,899	0.68
8	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,383	22,991.16	54,787,949	23,617.84	56,281,335	0.67
9	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3,600	12,771.40	45,977,073	13,278.67	47,803,219	0.57
10	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	5,400	8,361.61	45,152,744	8,511.71	45,963,269	0.54

11	香港	投資信託 受益証券	LINK REIT	37,000	1,191.40	44,081,800	1,134.00	41,958,000	0.50
12	オランダ	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,423	17,244.37	41,783,109	17,093.63	41,417,872	0.49
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	6,300	6,523.20	41,096,175	6,432.26	40,523,286	0.48
14	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	2,500	15,156.53	37,891,326	15,229.93	38,074,839	0.45
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,100	34,502.63	37,952,898	34,287.89	37,716,687	0.45
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,000	16,862.37	33,724,759	17,782.68	35,565,367	0.42
17	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	8,400	3,691.07	31,005,041	3,845.55	32,302,670	0.38
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	2,000	14,679.94	29,359,889	15,021.77	30,043,543	0.36
19	オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	27,267	1,051.30	28,665,939	1,092.82	29,798,021	0.35
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	3,000	9,253.43	27,760,313	9,273.15	27,819,475	0.33
21	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	1,500	16,850.32	25,275,492	18,109.17	27,163,759	0.32
22	オースト ラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	93,127	286.92	26,720,166	291.37	27,134,432	0.32
23	アメリカ	投資証券	UDR INC	5,055	5,189.85	26,234,728	5,262.16	26,600,253	0.32
24	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	3,200	7,320.79	23,426,557	8,086.62	25,877,195	0.31
25	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,200	11,645.13	25,619,291	11,636.36	25,600,009	0.30
26	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	12,867	1,881.14	24,204,695	1,944.68	25,022,326	0.30
27	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	6,200	3,789.68	23,496,018	3,865.27	23,964,716	0.28
28	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	7,200	3,233.11	23,278,432	3,325.14	23,941,051	0.28
29	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	18,543	1,182.52	21,927,505	1,263.43	23,427,807	0.28
30	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	26	798,000	20,748,000	822,000	21,372,000	0.25

#### ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.59
投資証券	19.37
親投資信託受益証券	78.00
合計	97.96

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9期特定期間末（2010年 5月10日）	46,945,252,909	47,071,700,278	5,569	5,584
第10期特定期間末（2010年11月 9日）	36,361,284,281	36,463,999,636	5,310	5,325
第11期特定期間末（2011年 5月 9日）	30,075,559,345	30,159,112,102	5,399	5,414
第12期特定期間末（2011年11月 9日）	23,237,431,106	23,308,171,072	4,927	4,942
第13期特定期間末（2012年 5月 9日）	19,886,672,035	19,925,646,896	5,102	5,112
第14期特定期間末（2012年11月 9日）	17,191,177,534	17,225,427,304	5,019	5,029
第15期特定期間末（2013年 5月 9日）	21,894,864,427	21,925,645,520	7,113	7,123
第16期特定期間末（2013年11月11日）	19,246,482,466	19,274,336,836	6,910	6,920
第17期特定期間末（2014年 5月 9日）	18,224,616,408	18,249,682,339	7,271	7,281
第18期特定期間末（2014年11月10日）	17,910,587,029	17,932,636,083	8,123	8,133
第19期特定期間末（2015年 5月11日）	16,073,531,302	16,091,753,705	8,821	8,831
第20期特定期間末（2015年11月 9日）	13,949,862,959	13,965,820,829	8,742	8,752
第21期特定期間末（2016年 5月 9日）	11,755,374,001	11,770,402,797	7,822	7,832
第22期特定期間末（2016年11月 9日）	10,548,976,606	10,563,285,185	7,372	7,382
第23期特定期間末（2017年 5月 9日）	11,016,967,934	11,030,265,873	8,285	8,295
第24期特定期間末（2017年11月 9日）	10,699,699,341	10,711,829,047	8,821	8,831
第25期特定期間末（2018年 5月 9日）	9,561,389,519	9,572,831,540	8,356	8,366
第26期特定期間末（2018年11月 9日）	9,106,596,762	9,117,522,798	8,335	8,345
第27期特定期間末（2019年 5月 9日）	8,465,570,666	8,476,040,111	8,086	8,096
第28期特定期間末（2019年11月11日）	8,432,554,028	8,442,494,101	8,483	8,493
2018年11月末日	9,019,988,040		8,311	
12月末日	8,429,383,639		7,818	
2019年 1月末日	8,664,969,736		8,071	
2月末日	8,736,390,020		8,204	
3月末日	8,725,310,238		8,277	
4月末日	8,690,702,088		8,297	
5月末日	8,349,247,010		8,037	
6月末日	8,401,213,519		8,145	
7月末日	8,417,868,955		8,201	
8月末日	8,228,213,268		8,088	
9月末日	8,431,517,806		8,336	
10月末日	8,528,450,277		8,531	
11月末日	8,436,885,961		8,555	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第9期特定期間	2009年11月10日～2010年 5月10日	105
第10期特定期間	2010年 5月11日～2010年11月 9日	90
第11期特定期間	2010年11月10日～2011年 5月 9日	90
第12期特定期間	2011年 5月10日～2011年11月 9日	90
第13期特定期間	2011年11月10日～2012年 5月 9日	65
第14期特定期間	2012年 5月10日～2012年11月 9日	60
第15期特定期間	2012年11月10日～2013年 5月 9日	60
第16期特定期間	2013年 5月10日～2013年11月11日	60
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	60
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	60
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	60
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	60
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	60
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	60
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	60
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	60
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	60
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	60
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	60
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	60

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第9期特定期間	2009年11月10日～2010年 5月10日	4.15
第10期特定期間	2010年 5月11日～2010年11月 9日	3.03
第11期特定期間	2010年11月10日～2011年 5月 9日	3.37
第12期特定期間	2011年 5月10日～2011年11月 9日	7.08
第13期特定期間	2011年11月10日～2012年 5月 9日	4.87
第14期特定期間	2012年 5月10日～2012年11月 9日	0.45
第15期特定期間	2012年11月10日～2013年 5月 9日	42.92
第16期特定期間	2013年 5月10日～2013年11月11日	2.01
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	6.09
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	12.54
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	9.33
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	0.22
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	9.84
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	4.99

第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	13.20
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	7.19
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	4.59
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	0.47
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	2.27
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	5.65

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第9期特定期間	2009年11月10日～2010年 5月10日	369,241,605	31,191,140,715
第10期特定期間	2010年 5月11日～2010年11月 9日	224,275,362	16,045,618,359
第11期特定期間	2010年11月10日～2011年 5月 9日	199,310,274	12,974,375,276
第12期特定期間	2011年 5月10日～2011年11月 9日	154,074,320	8,695,935,315
第13期特定期間	2011年11月10日～2012年 5月 9日	112,394,641	8,297,510,835
第14期特定期間	2012年 5月10日～2012年11月 9日	89,761,325	4,814,852,110
第15期特定期間	2012年11月10日～2013年 5月 9日	157,879,737	3,626,556,943
第16期特定期間	2013年 5月10日～2013年11月11日	57,190,631	2,983,913,068
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	41,335,052	2,829,774,820
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	47,319,189	3,064,195,432
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	32,092,125	3,858,743,766
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	23,312,086	2,287,844,815
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	29,269,388	958,343,157
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	20,485,807	740,703,045
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	23,073,805	1,033,713,277
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	23,986,951	1,192,220,845
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	19,210,332	706,894,798
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	20,785,260	536,770,658
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	17,830,370	474,420,874
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	16,263,964	545,635,902

(参考)

スーパーバランス マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,564,316,340	38.96
	アメリカ	372,707,090	5.66
	オーストラリア	97,855,600	1.49
	フランス	74,832,527	1.14
	スイス	71,829,135	1.09
	フィンランド	65,578,747	1.00
	ドイツ	49,883,598	0.76
	香港	42,820,078	0.65
	カナダ	40,908,952	0.62
	イギリス	38,337,479	0.58
	スウェーデン	24,017,762	0.36
	シンガポール	19,847,230	0.30
	スペイン	15,644,950	0.24
	イタリア	12,195,947	0.19
	小計	3,490,775,435	53.04
国債証券	アメリカ	1,180,771,986	17.94
	日本	559,660,130	8.50
	イタリア	310,007,177	4.71
	フランス	263,575,250	4.01
	スペイン	192,921,546	2.93
	イギリス	146,292,116	2.22
	ベルギー	64,719,447	0.98
	ドイツ	59,639,099	0.91
	オーストラリア	48,708,015	0.74
	カナダ	47,400,117	0.72
	スウェーデン	32,950,964	0.50
	メキシコ	24,698,242	0.38
	アイルランド	23,099,256	0.35
	ポーランド	16,224,144	0.25
	マレーシア	13,476,424	0.20
	ノルウェー	6,518,046	0.10
小計	2,990,661,959	45.44	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		99,665,925	1.51
合計(純資産総額)		6,581,103,319	100.00



## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%		3,040,000	11,313.78	343,938,968	11,357.43	345,266,016	2.5	2024/5/15	5.25
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%		2,400,000	11,132.32	267,175,754	11,140.02	267,360,638	2.375	2022/3/15	4.06
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%		1,175,000	13,658.19	160,483,784	14,166.62	166,457,804	3.75	2043/11/15	2.53
4	日本	国債 証券	第405回利付 国債2年		125,000,000	100.55	125,691,080	100.52	125,653,750	0.1	2021/10/1	1.91
5	イタリア	国債 証券	BTPTS 4.5%		770,000	14,139.17	108,871,667	14,084.91	108,453,823	4.5	2024/3/1	1.65
6	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	13,700	7,929.00	108,627,300	7,638.00	104,640,600			1.59
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%		820,000	11,603.08	95,145,327	11,752.87	96,373,597	2.625	2029/2/15	1.46
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6%		660,000	13,665.04	90,189,278	13,736.94	90,663,810	6	2026/2/15	1.38
9	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 0%		660,000	12,229.03	80,711,610	12,230.23	80,719,569	0	2022/5/25	1.23
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%		680,000	10,820.76	73,581,181	10,901.22	74,128,296	1.625	2026/2/15	1.13
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.875%		630,000	11,198.23	70,548,849	11,197.37	70,543,457	2.875	2021/10/15	1.07
12	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.75%		440,000	15,423.13	67,861,806	15,904.17	69,978,368	4.75	2041/2/15	1.06
13	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 0.5%		550,000	12,642.65	69,534,606	12,687.27	69,780,006	0.5	2029/5/25	1.06
14	日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	107,800	592.70	63,893,060	578.10	62,319,180			0.95
15	イギリス	国債 証券	TREASURY 3.5%		290,000	20,856.80	60,484,727	21,180.72	61,424,096	3.5	2045/1/22	0.93
16	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.8%		404,000	14,576.91	58,890,754	14,537.12	58,729,983	4.8	2024/1/31	0.89
17	イタリア	国債 証券	BTPTS 0.65%		480,000	12,154.50	58,341,634	12,152.69	58,332,952	0.65	2020/11/1	0.89
18	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.5%		270,000	20,894.99	56,416,483	21,107.16	56,989,356	4.5	2034/9/7	0.87
19	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 3.8%		372,000	14,188.61	52,781,664	14,159.07	52,671,758	3.8	2024/4/30	0.80

20	日本	株式	ソニー	電気機器	7,500	6,683.00	50,122,500	6,904.00	51,780,000			0.79
21	イタリア	国債証券	BTPS 5%		290,000	18,031.82	52,292,286	17,821.99	51,683,789	5	2040/9/1	0.79
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2%		300,000	15,882.90	47,648,727	16,148.20	48,444,621	2	2048/5/25	0.74
23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%		370,000	12,504.82	46,267,839	12,488.42	46,207,158	2.5	2021/1/4	0.70
24	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	11,400	4,018.00	45,805,200	3,989.00	45,474,600			0.69
25	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	10,500	4,297.35	45,122,175	4,253.00	44,656,500			0.68
26	日本	国債証券	第131回利付 国債（5年）		43,000,000	100.70	43,304,440	100.66	43,287,240	0.1	2022/3/20	0.66
27	イタリア	国債証券	BTPS 5.5%		310,000	13,964.32	43,289,398	13,917.29	43,143,605	5.5	2022/11/1	0.66
28	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	7,800	5,522.00	43,071,600	5,527.00	43,110,600			0.66
29	日本	株式	日立製作所	電気機器	10,000	4,281.00	42,810,000	4,300.00	43,000,000			0.65
30	日本	国債証券	第353回利付 国債10年		40,000,000	101.93	40,772,400	102.10	40,842,400	0.1	2028/12/20	0.62

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.33
		建設業	0.78
		食料品	1.40
		繊維製品	0.12
		パルプ・紙	0.18
		化学	2.55
		医薬品	2.55
		ゴム製品	0.13
		ガラス・土石製品	0.52
		鉄鋼	0.18
		非鉄金属	0.17
		金属製品	0.18
		機械	1.84
		電気機器	6.07
		輸送用機器	2.71
		精密機器	0.78
その他製品	0.81		

		電気・ガス業	0.44
		陸運業	1.98
		海運業	0.06
		空運業	0.20
		情報・通信業	3.98
		卸売業	1.73
		小売業	1.66
		銀行業	2.50
		証券、商品先物取引業	0.28
		保険業	0.93
		その他金融業	0.61
		不動産業	1.25
		サービス業	2.05
	外国	エネルギー	0.72
		素材	0.11
		資本財	0.51
		自動車・自動車部品	0.08
		耐久消費財・アパレル	0.57
		消費者サービス	0.29
		小売	0.53
		食品・飲料・タバコ	0.48
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.65
		銀行	1.12
		各種金融	0.69
		保険	2.34
		不動産	0.28
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.40
		電気通信サービス	1.92
		公益事業	3.32
		半導体・半導体製造装置	0.06
	国債証券		45.44
	合計		98.49

投資不動産物件  
該当事項はありません。

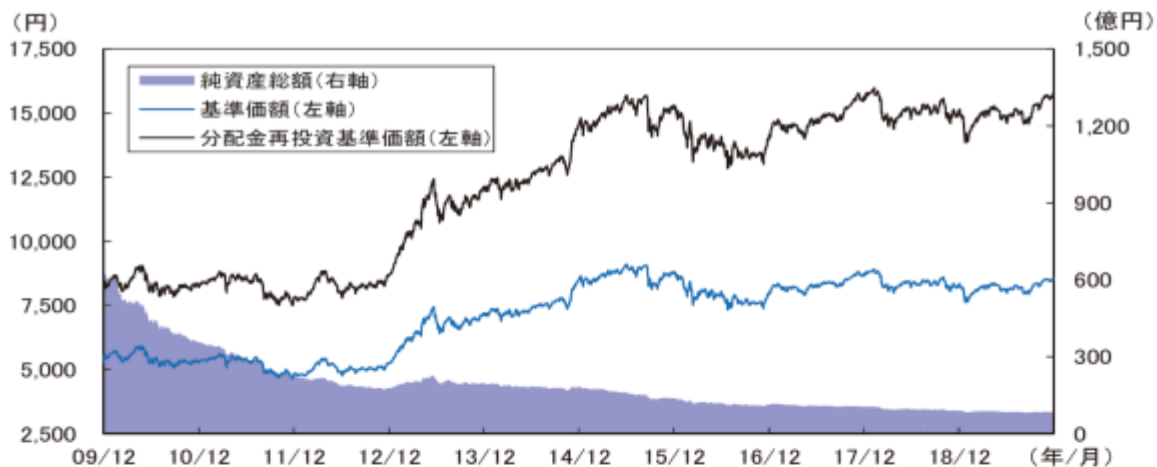
その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2019年11月29日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	8,555円	純資産総額	84億円
------	--------	-------	------

## 分配の推移

分配金の推移	
2019年11月	10円
2019年10月	10円
2019年 9月	10円
2019年 8月	10円
2019年 7月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	5,035円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
スーパーバランス マザーファンド	78.00
内外リート	19.96
その他の資産（負債控除後）	2.04

### スーパーバランス マザーファンドの資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	53.04
国債証券	45.44
その他の資産（負債控除後）	1.51

## 組入上位10銘柄（内外リート）

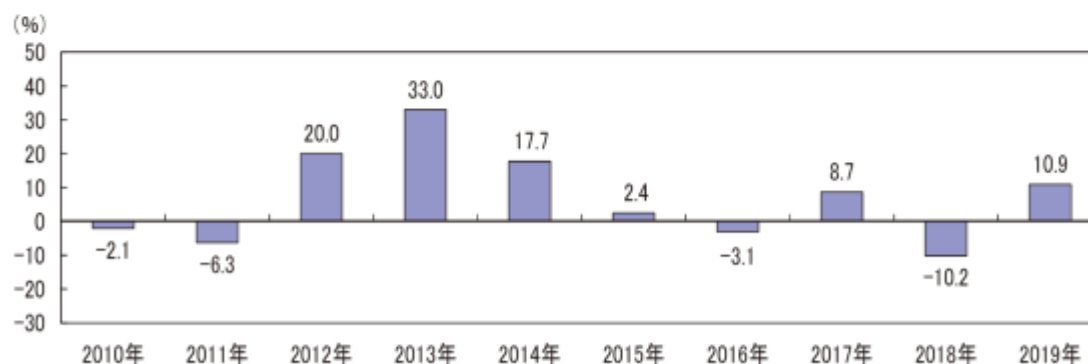
順位	銘柄名	国/地域	投資比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	1.31
2	EQUINIX INC	アメリカ	1.10
3	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.06
4	WELLTOWER INC	アメリカ	0.77
5	PUBLIC STORAGE	アメリカ	0.72
6	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	0.68
7	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	0.67
8	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	0.57
9	REALTY INCOME CORP	アメリカ	0.54
10	LINK REIT	香港	0.50

※投資比率は対純資産総額比

## 組入上位10銘柄（スーパーバランス マザーファンド）

順位	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 2.5%	アメリカ	国債証券	5.25
2	US TREASURY N/B 2.375%	アメリカ	国債証券	4.06
3	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	2.53
4	第405回利付国債2年	日本	国債証券	1.91
5	BTPS 4.5%	イタリア	国債証券	1.65
6	トヨタ自動車	日本	株式	1.59
7	US TREASURY N/B 2.625%	アメリカ	国債証券	1.46
8	US TREASURY N/B 6%	アメリカ	国債証券	1.38
9	FRANCE O.A.T. 0%	フランス	国債証券	1.23
10	US TREASURY N/B 1.625%	アメリカ	国債証券	1.13

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

 年間収益率の推移（暦年ベース）


※収益率は分配金(税引前)を再投資したもとして算出しています。

※2019年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。  
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。  
申込手数料につきましては、詳しくは販売会社にお問合せください。  
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金を税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。  
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。  
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。  
「分配金再投資コース」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金（解約）手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回るようになった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとし  
ます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社  
のホームページにおいても入手可能です。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告  
は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の  
3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新さ  
れます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与  
えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、  
契約期間満了日の1ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限  
り、1年毎に自動更新されます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、「自動継続投資契約」に基づき、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定められた手続きにより行うものとします。

##### (4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

##### (5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期特定期間（2019年5月10日から2019年11月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

スーパーバランス（毎月分配型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期特定期間末 (2019年5月9日現在)	第28期特定期間末 (2019年11月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	18,674,970	7,031,021
金銭信託	110,436,898	87,925,904
投資信託受益証券	68,116,056	51,367,209
投資証券	1,608,752,841	1,590,032,307
親投資信託受益証券	6,680,378,054	6,700,257,536
未収入金	53,434	30,046,764
未収配当金	2,625,206	2,595,088
流動資産合計	8,489,037,459	8,469,255,829
資産合計	8,489,037,459	8,469,255,829
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	10,469,445	9,940,073
未払解約金	2,925,863	15,780,150
未払受託者報酬	770,414	840,513
未払委託者報酬	9,244,958	10,086,153
その他未払費用	56,113	54,912
流動負債合計	23,466,793	36,701,801
負債合計	23,466,793	36,701,801
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,469,445,732	9,940,073,794
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,003,875,066	1,507,519,766
(分配準備積立金)	431,093,427	441,482,461
元本等合計	8,465,570,666	8,432,554,028
純資産合計	8,465,570,666	8,432,554,028
負債純資産合計	8,489,037,459	8,469,255,829

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期特定期間 ( 自 2018年11月10日 至 2019年 5 月 9 日 )	第28期特定期間 ( 自 2019年 5 月10日 至 2019年11月11日 )
<b>営業収益</b>		
受取配当金	31,666,155	28,871,819
配当株式	605,378	-
有価証券売買等損益	103,653,615	513,827,234
為替差損益	71,475,008	18,480,257
営業収益合計	142,857,090	524,218,796
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,663,158	4,628,856
委託者報酬	55,957,808	55,546,197
その他費用	941,520	1,039,746
営業費用合計	61,562,486	61,214,799
営業利益又は営業損失 ( )	204,419,576	463,003,997
経常利益又は経常損失 ( )	204,419,576	463,003,997
当期純利益又は当期純損失 ( )	204,419,576	463,003,997
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	876,897	3,429,795
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	1,819,439,474	2,003,875,066
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,032,340	100,827,290
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	88,032,340	100,827,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,242,364	2,951,909
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,242,364	2,951,909
分配金	63,929,095	61,094,283
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	2,003,875,066	1,507,519,766

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、2019年5月10日から2019年11月11日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第27期特定期間末 (2019年5月9日現在)	第28期特定期間末 (2019年11月11日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 10,469,445,732口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,940,073,794口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,003,875,066円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,507,519,766円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8086円 (10,000口当たり純資産額) (8,086円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8483円 (10,000口当たり純資産額) (8,483円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第27期特定期間 （自 2018年11月10日 至 2019年5月9日）			第28期特定期間 （自 2019年5月10日 至 2019年11月11日）		
<b>分配金の計算過程</b> 第159期（2018年11月10日から2018年12月10日まで） 計算期間末における分配対象額488,894,350円（10,000口当たり451円34銭）のうち、10,831,879円（10,000口当たり10円00銭）を分配金額としております。			<b>分配金の計算過程</b> 第165期（2019年5月10日から2019年6月10日まで） 計算期間末における分配対象額504,625,014円（10,000口当たり487円14銭）のうち、10,358,816円（10,000口当たり10円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	1,834,473円	配当等収益額（費用控除後）	A	13,012,382円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	67,159,843円	収益調整金額	C	64,951,867円
分配準備積立金額	D	419,900,034円	分配準備積立金額	D	426,660,765円
分配対象額（A + B + C + D）	E	488,894,350円	分配対象額（A + B + C + D）	E	504,625,014円
期末受益権口数	F	10,831,879,665口	期末受益権口数	F	10,358,816,507口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	451円 34銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	487円 14銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	10,831,879円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	10,358,816円
<b>第160期（2018年12月11日から2019年1月9日まで）</b> 計算期間末における分配対象額485,822,648円（10,000口当たり450円97銭）のうち、10,772,673円（10,000口当たり10円00銭）を分配金額としております。			<b>第166期（2019年6月11日から2019年7月9日まで）</b> 計算期間末における分配対象額512,301,509円（10,000口当たり497円16銭）のうち、10,304,186円（10,000口当たり10円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	10,229,614円	配当等収益額（費用控除後）	A	20,510,196円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	66,884,352円	収益調整金額	C	64,714,665円
分配準備積立金額	D	408,708,682円	分配準備積立金額	D	427,076,648円
分配対象額（A + B + C + D）	E	485,822,648円	分配対象額（A + B + C + D）	E	512,301,509円
期末受益権口数	F	10,772,673,649口	期末受益権口数	F	10,304,186,830口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	450円 97銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	497円 16銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	10,772,673円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	10,304,186円



第161期(2019年1月10日から2019年2月12日まで)  
計算期間末における分配対象額482,873,341円(10,000口当たり450円30銭)のうち、10,723,296円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	9,914,741円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	66,673,749円
分配準備積立金額	D	406,284,851円
分配対象額(A+B+C+D)	E	482,873,341円
期末受益権口数	F	10,723,296,398口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	450円 30銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,723,296円

第167期(2019年7月10日から2019年8月9日まで)  
計算期間末における分配対象額499,056,150円(10,000口当たり487円33銭)のうち、10,240,506円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	-円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	64,459,271円
分配準備積立金額	D	434,596,879円
分配対象額(A+B+C+D)	E	499,056,150円
期末受益権口数	F	10,240,506,688口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	487円 33銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,240,506円

第162期(2019年2月13日から2019年3月11日まで)  
計算期間末における分配対象額481,235,126円(10,000口当たり453円14銭)のうち、10,619,793円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	13,424,868円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	66,135,618円
分配準備積立金額	D	401,674,640円
分配対象額(A+B+C+D)	E	481,235,126円
期末受益権口数	F	10,619,793,050口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	453円 14銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,619,793円

第168期(2019年8月10日から2019年9月9日まで)  
計算期間末における分配対象額498,636,477円(10,000口当たり490円31銭)のうち、10,169,520円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	13,043,357円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	64,124,145円
分配準備積立金額	D	421,468,975円
分配対象額(A+B+C+D)	E	498,636,477円
期末受益権口数	F	10,169,520,064口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	490円 31銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,169,520円

第163期(2019年3月12日から2019年4月9日まで)  
計算期間末における分配対象額515,249,274円(10,000口当たり490円14銭)のうち、10,512,009円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	49,190,425円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	65,626,863円
分配準備積立金額	D	400,431,986円
分配対象額(A+B+C+D)	E	515,249,274円
期末受益権口数	F	10,512,009,764口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	490円 14銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,512,009円

第169期(2019年9月10日から2019年10月9日まで)  
計算期間末における分配対象額519,691,856円(10,000口当たり515円49銭)のうち、10,081,182円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	35,293,494円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	63,667,526円
分配準備積立金額	D	420,730,836円
分配対象額(A+B+C+D)	E	519,691,856円
期末受益権口数	F	10,081,182,582口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	515円 49銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,081,182円

第164期(2019年4月10日から2019年5月9日まで)  
計算期間末における分配対象額507,076,676円(10,000口当たり484円33銭)のうち、10,469,445円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	4,272,175円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	65,513,804円
分配準備積立金額	D	437,290,697円
分配対象額(A+B+C+D)	E	507,076,676円
期末受益権口数	F	10,469,445,732口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	484円 33銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,469,445円

第170期(2019年10月10日から2019年11月11日まで)  
計算期間末における分配対象額514,300,901円(10,000口当たり517円39銭)のうち、9,940,073円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	11,572,923円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	62,878,367円
分配準備積立金額	D	439,849,611円
分配対象額(A+B+C+D)	E	514,300,901円
期末受益権口数	F	9,940,073,794口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	517円 39銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	9,940,073円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第27期特定期間 （自 2018年11月10日 至 2019年5月9日）	第28期特定期間 （自 2019年5月10日 至 2019年11月11日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第27期特定期間 (自 2018年11月10日 至 2019年5月9日)	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第27期特定期間 ( 自 2018年11月10日 至 2019年5月9日 )

該当事項はございません。

第28期特定期間 ( 自 2019年5月10日 至 2019年11月11日 )

該当事項はございません。

## ( その他の注記 )

## 1. 元本の移動

	第27期特定期間 (自 2018年11月10日 至 2019年5月9日)	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)
期首元本額	10,926,036,236円	10,469,445,732円
期中追加設定元本額	17,830,370円	16,263,964円
期中一部解約元本額	474,420,874円	545,635,902円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第27期特定期間 (自 2018年11月10日 至 2019年5月9日)	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,028,040	553,758
投資証券	34,106,110	34,050,105
親投資信託受益証券	170,348,942	233,566,857
合計	203,427,012	198,962,994

## 3. デリバティブ取引関係

第27期特定期間末（2019年5月9日現在）

該当事項はございません。

第28期特定期間末（2019年11月11日現在）

該当事項はございません。

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2019年11月11日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（2019年11月11日現在）

種類	銘柄	口数（口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
カナダドル	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,400	21.98	52,752.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	1,200	31.52	37,824.00	
小計		3,600		90,576.00	
				(7,474,331)	
香港ドル	LINK REIT	37,000	85.10	3,148,700.00	
小計		37,000		3,148,700.00	
				(43,892,878)	
投資信託受益証券計				51,367,209	
				(51,367,209)	
投資証券					
日本円	日本プロロジスリート投資法人	42	293,600	12,331,200	
	野村不動産マスターファンド投資法人	84	195,100	16,388,400	
	日本ビルファンド投資法人	26	798,000	20,748,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	25	715,000	17,875,000	
	日本リテールファンド投資法人	48	243,100	11,668,800	
	日本プライムリアルティ投資法人	17	499,500	8,491,500	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	59	214,000	12,626,000	
	大和ハウスリート投資法人	35	300,500	10,517,500	
小計		336		110,646,400	
米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,000	153.91	307,820.00	
	BOSTON PROPERTIES INC	2,500	138.34	345,850.00	
	SL GREEN REALTY CORP	1,428	86.00	122,808.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,383	209.85	500,072.55	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	1,700	110.12	187,204.00	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	2,900	55.20	160,080.00	
	DUKE REALTY CORP	6,200	34.59	214,458.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,100	314.92	346,412.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	6,100	83.98	512,278.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,200	131.48	157,776.00	
	KIMCO REALTY CORP	7,400	20.85	154,290.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	2,800	58.70	164,360.00	
	MACERICH CO/THE	2,140	27.74	59,363.60	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	3,200	66.82	213,824.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	12,867	17.17	220,926.39	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	2,000	133.99	267,980.00	

	REALTY INCOME CORP	5,400	76.32	412,128.00	
	REGENCY CENTERS CORP	2,900	64.66	187,514.00	
	UDR INC	5,055	47.37	239,455.35	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	5,409	154.49	835,636.41	
	PUBLIC STORAGE	2,600	211.35	549,510.00	
	SUN COMMUNITIES INC	1,500	153.80	230,700.00	
	VENTAS INC	6,300	59.54	375,102.00	
	VORNADO REALTY TRUST	2,759	65.77	181,459.43	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,200	106.29	233,838.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	3,600	116.57	419,652.00	
	PROLOGIS INC	10,900	87.07	949,063.00	
	WP CAREY INC	3,000	84.46	253,380.00	
	INVITATION HOMES INC	7,200	29.51	212,472.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	8,400	33.69	282,996.00	
	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	2,540	53.17	135,051.80	
	EQUINIX INC	1,500	530.31	795,465.00	
	WELLTOWER INC	6,900	82.88	571,872.00	
小計		136,081		10,800,797.53	
				(1,179,015,058)	
カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,600	26.40	68,640.00	
小計		2,600		68,640.00	
				(5,664,172)	
オーストラリアドル	GPT GROUP	33,288	5.88	195,733.44	
	STOCKLAND	42,021	4.87	204,642.27	
	DEXUS	18,589	11.49	213,587.61	
	GOODMAN GROUP	27,267	14.18	386,646.06	
	SCENTRE GROUP	93,127	3.87	360,401.49	
	VICINITY CENTERS	56,347	2.61	147,065.67	
小計		270,639		1,508,076.54	
				(112,834,286)	
イギリスポンド	BRITISH LAND CO PLC	16,187	5.73	92,751.51	
	SEGRO PLC	18,543	8.36	155,019.48	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	12,905	8.82	113,822.10	
小計		47,635		361,593.09	
				(50,496,475)	
シンガポールドル	CAPITALAND MALL TRUST	49,900	2.49	124,251.00	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	45,800	2.89	132,362.00	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	50,000	2.02	101,000.00	
	SUNTEC REIT	43,500	1.83	79,605.00	
小計		189,200		437,218.00	
				(35,086,744)	
ユーロ	ICADE	483	86.80	41,924.40	

	KLEPIERRE	3,632	33.06	120,073.92	
	GECINA SA	938	151.40	142,013.20	
	COVIVIO	763	100.90	76,986.70	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,423	143.00	346,489.00	
	WERELDHAVE NV	771	21.34	16,453.14	
	CONFINIMMO	422	134.60	56,801.20	
小計		9,432		800,741.56	
				(96,289,172)	
投資証券計				1,590,032,307	
				(1,479,385,907)	
合計				1,641,399,516	
				(1,530,753,116)	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	スーパーバランス マザーファンド	4,382,117,421	6,700,257,536	
合計		4,382,117,421	6,700,257,536	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資証券33銘柄	14.0%	14.1%
カナダドル	投資信託受益証券2銘柄	0.1%	0.1%
	投資証券1銘柄	0.1%	0.1%
オーストラリアドル	投資証券6銘柄	1.3%	1.4%
イギリスポンド	投資証券3銘柄	0.6%	0.6%
香港ドル	投資信託受益証券1銘柄	0.5%	0.5%
シンガポールドル	投資証券4銘柄	0.4%	0.4%
ユーロ	投資証券7銘柄	1.1%	1.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。



（参考）

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### スーパーバランス マザーファンド

#### （１）貸借対照表

（2019年11月11日現在）	
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	34,259,476
金銭信託	41,360,742
株式	3,637,608,830
国債証券	2,965,478,750
派生商品評価勘定	99,202
未収入金	71,461,900
未収配当金	29,895,841
未収利息	16,498,575
前払費用	4,025,904
<b>流動資産合計</b>	<b>6,800,689,220</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,800,689,220</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
派生商品評価勘定	97,919
未払金	70,274,233
未払解約金	30,000,000
その他未払費用	6,376
<b>流動負債合計</b>	<b>100,378,528</b>
<b>負債合計</b>	<b>100,378,528</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	4,382,117,421
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,318,193,271
<b>元本等合計</b>	<b>6,700,310,692</b>
<b>純資産合計</b>	<b>6,700,310,692</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>6,800,689,220</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの特定期間末の2019年11月11日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、2019年5月10日から2019年11月11日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年11月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年5月10日 至 2019年11月11日）の元本状況	
期首（2019年5月10日）の元本額	4,654,342,684円
対象期間中の追加設定元本額	-円
対象期間中の一部解約元本額	272,225,263円
2019年11月11日現在の元本額の内訳	
スーパーバランス（毎月分配型）	4,382,117,421円
計	4,382,117,421円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5290円
（10,000口当たり純資産額）	（15,290円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2019年11月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	19,900	1,063.50	21,163,650	
	大東建託	1,000	14,085.00	14,085,000	
	住友林業	7,300	1,588.00	11,592,400	
	大和ハウス工業	6,400	3,440.00	22,016,000	
	協和エクシオ	3,200	2,737.00	8,758,400	
	日清製粉グループ本社	6,300	2,118.00	13,343,400	
	カルビー	2,000	3,610.00	7,220,000	
	ヤクルト本社	900	6,250.00	5,625,000	
	明治ホールディングス	800	7,930.00	6,344,000	
	日本ハム	2,500	4,900.00	12,250,000	
	アサヒグループホールディングス	3,000	5,316.00	15,948,000	
	キリンホールディングス	5,800	2,547.00	14,772,600	
	キッコーマン	800	5,530.00	4,424,000	
	味の素	2,500	1,892.00	4,730,000	
	日清食品ホールディングス	500	8,420.00	4,210,000	
	日本たばこ産業	5,400	2,463.00	13,300,200	
	東レ	7,900	788.60	6,229,940	
	レンゴー	12,000	806.00	9,672,000	
	ザ・バック	400	3,795.00	1,518,000	
	クラレ	8,700	1,388.00	12,075,600	
	旭化成	16,300	1,272.50	20,741,750	
	昭和電工	2,800	3,170.00	8,876,000	
	住友化学	20,600	520.00	10,712,000	
	デンカ	2,000	3,445.00	6,890,000	
	信越化学工業	1,000	12,020.00	12,020,000	
	エア・ウォーター	6,200	2,015.00	12,493,000	
	三井化学	2,100	2,801.00	5,882,100	
	三菱ケミカルホールディングス	16,300	877.10	14,296,730	
	積水化学工業	8,000	1,888.00	15,104,000	
	宇部興産	300	2,418.00	725,400	
	花王	3,800	8,612.00	32,725,600	
	富士フイルムホールディングス	400	4,819.00	1,927,600	
	資生堂	1,100	8,046.00	8,850,600	
	ユニ・チャーム	4,600	3,411.00	15,690,600	
	武田薬品工業	9,200	4,319.00	39,734,800	
	アステラス製薬	21,600	1,813.50	39,171,600	
	大日本住友製薬	4,900	1,878.00	9,202,200	
	塩野義製薬	2,800	6,314.00	17,679,200	
	田辺三菱製薬	4,400	1,349.00	5,935,600	
	科研製薬	1,300	5,930.00	7,709,000	
	エーザイ	1,100	7,471.00	8,218,100	
	JCRファーマ	300	8,380.00	2,514,000	
	東和薬品	1,600	2,769.00	4,430,400	

	沢井製薬	1,900	6,060.00	11,514,000	
	第一三共	1,200	6,699.00	8,038,800	
	大塚ホールディングス	3,400	4,493.00	15,276,200	
	ペプチドリーム	400	5,290.00	2,116,000	
	ヘリオス	800	1,223.00	978,400	
	横浜ゴム	1,700	2,488.00	4,229,600	
	TOYO TIRE	3,500	1,616.00	5,656,000	
	AGC	2,400	4,070.00	9,768,000	
	日本碍子	5,500	1,871.00	10,290,500	
	日本特殊陶業	5,600	2,251.00	12,605,600	
	ニチアス	1,800	2,487.00	4,476,600	
	日本製鉄	7,700	1,622.50	12,493,250	
	三井金属鉱業	2,000	3,175.00	6,350,000	
	三菱マテリアル	2,000	3,140.00	6,280,000	
	フジクラ	5,900	488.00	2,879,200	
	リンナイ	1,500	8,670.00	13,005,000	
	三浦工業	400	3,625.00	1,450,000	
	ナブテスコ	1,300	3,375.00	4,387,500	
	SMC	500	49,390.00	24,695,000	
	小松製作所	5,600	2,664.50	14,921,200	
	日立建機	3,700	2,858.00	10,574,600	
	クボタ	5,800	1,715.50	9,949,900	
	ダイキン工業	1,400	15,290.00	21,406,000	
	ホシザキ	300	9,750.00	2,925,000	
	日本精工	4,600	1,101.00	5,064,600	
	THK	1,600	3,175.00	5,080,000	
	マキタ	1,300	3,720.00	4,836,000	
	三菱重工業	4,100	4,386.00	17,982,600	
	IHI	1,600	2,588.00	4,140,800	
	イビデン	1,400	2,446.00	3,424,400	
	コニカミノルタ	8,600	720.00	6,192,000	
	ブラザー工業	5,800	2,222.00	12,887,600	
	日立製作所	11,800	4,281.00	50,515,800	
	三菱電機	18,500	1,568.00	29,008,000	
	日本電産	900	16,335.00	14,701,500	
	IDEC	1,300	2,289.00	2,975,700	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	2,228.00	6,684,000	
	日本電気	2,100	4,395.00	9,229,500	
	ルネサスエレクトロニクス	14,200	700.00	9,940,000	
	アンリツ	8,900	2,147.00	19,108,300	
	ソニー	8,200	6,683.00	54,800,600	
	TDK	1,400	11,280.00	15,792,000	
	ヒロセ電機	800	13,860.00	11,088,000	
	横河電機	4,500	1,975.00	8,887,500	
	アズビル	2,200	3,160.00	6,952,000	
	日本光電工業	3,000	3,015.00	9,045,000	
	堀場製作所	1,200	7,580.00	9,096,000	
	アドバンテスト	1,500	5,430.00	8,145,000	

キーエンス	200	73,760.00	14,752,000	
レーザーテック	900	7,920.00	7,128,000	
スタンレー電気	1,400	3,125.00	4,375,000	
カシオ計算機	3,600	1,973.00	7,102,800	
ファナック	400	21,250.00	8,500,000	
日本シイエムケイ	2,500	700.00	1,750,000	
ローム	1,100	8,560.00	9,416,000	
浜松ホトニクス	3,200	4,410.00	14,112,000	
太陽誘電	3,700	2,939.00	10,874,300	
村田製作所	5,200	6,145.00	31,954,000	
リコー	2,200	1,075.00	2,365,000	
東京エレクトロン	900	21,865.00	19,678,500	
豊田自動織機	1,600	6,600.00	10,560,000	
デンソー	6,400	5,122.00	32,780,800	
トヨタ自動車	14,500	7,929.00	114,970,500	
本田技研工業	9,100	3,201.00	29,129,100	
テルモ	4,500	3,863.00	17,383,500	
トプコン	4,800	1,519.00	7,291,200	
オリンパス	7,800	1,718.00	13,400,400	
H O Y A	2,000	9,361.00	18,722,000	
バンダイナムコホールディングス	1,900	6,549.00	12,443,100	
トッパン・フォームズ	3,800	1,088.00	4,134,400	
アシックス	4,300	1,664.00	7,155,200	
任天堂	600	41,960.00	25,176,000	
美津濃	1,500	2,962.00	4,443,000	
東北電力	11,000	1,135.00	12,485,000	
北海道電力	7,400	556.00	4,114,400	
エフオン	1,800	706.00	1,270,800	
東京瓦斯	5,100	2,615.00	13,336,500	
東急	7,100	2,152.00	15,279,200	
東日本旅客鉄道	4,000	10,120.00	40,480,000	
西日本旅客鉄道	2,300	9,704.00	22,319,200	
東海旅客鉄道	1,000	22,555.00	22,555,000	
西武ホールディングス	6,700	1,849.00	12,388,300	
南海電気鉄道	1,800	2,963.00	5,333,400	
ヤマトホールディングス	6,200	1,802.00	11,172,400	
九州旅客鉄道	1,700	3,775.00	6,417,500	
S Gホールディングス	2,800	2,665.00	7,462,000	
商船三井	1,400	3,030.00	4,242,000	
日本航空	4,000	3,371.00	13,484,000	
N E C ネットズエスアイ	2,400	3,365.00	8,076,000	
デジタルアーツ	700	5,990.00	4,193,000	
T I S	1,700	6,050.00	10,285,000	
ブロードリーフ	7,600	617.00	4,689,200	
野村総合研究所	6,400	2,313.00	14,803,200	
フジ・メディア・ホールディングス	10,800	1,494.00	16,135,200	
日本オラクル	700	9,510.00	6,657,000	
大塚商会	2,600	4,175.00	10,855,000	

日本電信電話	8,800	5,522.00	48,593,600
KDDI	4,000	3,200.00	12,800,000
ソフトバンク	16,300	1,493.00	24,335,900
NTTドコモ	5,900	3,052.00	18,006,800
エヌ・ティ・ティ・データ	10,400	1,459.00	15,173,600
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,000	4,885.00	9,770,000
コナミホールディングス	4,600	4,635.00	21,321,000
ソフトバンクグループ	10,700	4,300.00	46,010,000
TOKAIホールディングス	4,000	1,094.00	4,376,000
伊藤忠商事	15,500	2,370.50	36,742,750
丸紅	21,900	806.10	17,653,590
三井物産	13,900	1,916.00	26,632,400
住友商事	2,000	1,679.50	3,359,000
三菱商事	10,900	2,872.00	31,304,800
ローソン	500	6,090.00	3,045,000
アダストリア	1,600	2,789.00	4,462,400
エディオン	4,300	1,193.00	5,129,900
ジーンズホールディングス	600	6,690.00	4,014,000
J・フロント リテイリング	4,400	1,428.00	6,283,200
ジョイフル本田	800	1,467.00	1,173,600
セブン&アイ・ホールディングス	9,100	4,245.00	38,629,500
スシローグローバルホールディングス	700	8,020.00	5,614,000
スギホールディングス	1,900	6,070.00	11,533,000
日本瓦斯	1,500	3,070.00	4,605,000
島忠	4,500	3,035.00	13,657,500
コメリ	1,700	2,370.00	4,029,000
イオン	4,200	2,277.50	9,565,500
吉野家ホールディングス	1,900	2,697.00	5,124,300
三菱UFJフィナンシャル・グループ	114,400	592.70	67,804,880
りそなホールディングス	8,700	478.10	4,159,470
三井住友フィナンシャルグループ	12,100	4,018.00	48,617,800
千葉銀行	18,100	617.00	11,167,700
静岡銀行	14,400	843.00	12,139,200
ほくほくフィナンシャルグループ	6,000	1,127.00	6,762,000
みずほフィナンシャルグループ	91,100	172.00	15,669,200
山口フィナンシャルグループ	8,900	775.00	6,897,500
SBIホールディングス	3,000	2,357.00	7,071,000
野村ホールディングス	23,500	516.90	12,147,150
SOMPOホールディングス	700	4,433.00	3,103,100
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	3,100	3,554.00	11,017,400
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,300	2,424.00	5,575,200
第一生命ホールディングス	5,100	1,877.00	9,572,700
東京海上ホールディングス	4,400	5,946.00	26,162,400
T&Dホールディングス	7,800	1,343.00	10,475,400
日立キャピタル	1,900	2,562.00	4,867,800
オリックス	16,600	1,763.00	29,265,800
三菱UFJリース	11,000	704.00	7,744,000

	いちご	10,100	431.00	4,353,100	
	ヒューリック	8,900	1,184.00	10,537,600	
	野村不動産ホールディングス	2,100	2,530.00	5,313,000	
	パーク24	3,400	2,572.00	8,744,800	
	三井不動産	3,600	2,765.00	9,954,000	
	三菱地所	6,200	2,061.00	12,778,200	
	東京建物	5,800	1,518.00	8,804,400	
	住友不動産	4,400	3,979.00	17,507,600	
	イオンモール	4,700	1,751.00	8,229,700	
	総合警備保障	2,000	5,720.00	11,440,000	
	エムスリー	2,400	2,804.00	6,729,600	
	電通	1,200	3,995.00	4,794,000	
	オリエンタルランド	1,200	15,500.00	18,600,000	
	サイバーエージェント	700	3,620.00	2,534,000	
	楽天	13,700	996.00	13,645,200	
	リクルートホールディングス	7,800	3,732.00	29,109,600	
	日本郵政	7,500	1,020.00	7,650,000	
	ベルシステム24ホールディングス	2,500	1,715.00	4,287,500	
	ベイクレント・コンサルティング	900	5,310.00	4,779,000	
	カナモト	1,400	3,040.00	4,256,000	
	東京ドーム	6,900	992.00	6,844,800	
	西尾レントオール	1,300	3,120.00	4,056,000	
	セコム	1,100	9,878.00	10,865,800	
	メイテック	800	5,900.00	4,720,000	
	ベネッセホールディングス	2,800	2,979.00	8,341,200	
	ダイセキ	1,600	3,155.00	5,048,000	
小計		1,220,800		2,717,369,960	
米ドル	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,860	59.35	169,741.00	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,570	108.70	279,359.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	2,380	87.92	209,249.60	
	DTE ENERGY COMPANY	1,530	120.49	184,349.70	
	ENTERGY CORP	1,820	114.90	209,118.00	
	HELMERICH & PAYNE	1,570	40.75	63,977.50	
	KLA CORPORATION	230	174.21	40,068.30	
	ELI LILLY & CO	1,897	113.53	215,366.41	
	NEWELL BRANDS INC	4,320	20.37	87,998.40	
	NISOURCE INC	3,910	26.41	103,263.10	
	EXELON CORP	2,010	44.71	89,867.10	
	PPL CORPORATION	4,200	33.72	141,624.00	
	PFIZER INC	4,390	37.05	162,649.50	
	ALTRIA GROUP INC	3,620	46.41	168,004.20	
	AT&T INC	3,470	39.38	136,648.60	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	8,680	16.96	147,212.80	
	INVESCO LTD	8,140	17.82	145,054.80	
	TARGA RESOURCES CORP	6,670	39.90	266,133.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	4,030	58.79	236,923.70	
	DUKE ENERGY CORP	1,530	89.95	137,623.50	

	KRAFT HEINZ CO/THE	681	32.85	22,370.85	
	WEC ENERGY GROUP INC	2,094	87.83	183,916.02	
小計		72,602		3,400,519.08	
				(371,200,662)	
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA	1,820	76.50	139,230.00	
	BCE INC	2,760	63.21	174,459.60	
	CI FINANCIAL CORP	4,290	20.84	89,403.60	
	VERMILION ENERGY INC	4,820	19.85	95,677.00	
小計		13,690		498,770.20	
				(41,158,516)	
オーストラリアドル	FORTESCUE METALS GROUP LTD	9,748	9.58	93,385.84	
	ASX LTD	3,698	80.40	297,319.20	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	106,970	4.19	448,204.30	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	4,424	28.47	125,951.28	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	3,834	12.91	49,496.94	
	TABCORP HOLDINGS LTD	52,821	4.79	253,012.59	
	CIMIC GROUP LTD	1,072	34.38	36,855.36	
小計		182,567		1,304,225.51	
				(97,582,152)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,249	28.855	64,894.89	
	PERSIMMON PLC	7,725	23.58	182,155.50	
小計		9,974		247,050.39	
				(34,500,586)	
スイスフラン	SWISSCOM AG-REG	238	513.60	122,236.80	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	499	390.20	194,709.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	1,586	102.50	162,565.00	
	SWISS RE AG	1,547	106.65	164,987.55	
小計		3,870		644,499.15	
				(70,508,207)	
香港ドル	CLP HOLDINGS LTD	11,200	83.75	938,000.00	
	HANG SENG BANK LTD	5,955	170.00	1,012,350.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	44,000	28.20	1,240,800.00	
小計		61,155		3,191,150.00	
				(44,484,631)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	4,000	26.61	106,440.00	
	SINGAPORE TELECOM LTD	43,500	3.35	145,725.00	
小計		47,500		252,165.00	



				(20,236,241)	
スウェーデン デンク ローナ	TELIA CO AB	19,286	42.41	817,919.26	
	SKANSKA AB-B SHS	6,017	215.90	1,299,070.30	
小計		25,303		2,116,989.56	
				(23,816,132)	
ユーロ	HANNOVER RUECK SE	1,524	165.70	252,526.80	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	603	253.40	152,800.20	
	TERNA SPA	17,540	5.95	104,363.00	
	BOUYGUES SA	3,603	38.17	137,526.51	
	ORANGE S.A.	9,808	14.285	140,107.28	
	EDF	14,916	9.184	136,988.54	
	TOTAL SA	965	49.295	47,569.67	
	SCOR SE	4,066	38.04	154,670.64	
	IBERDROLA SA	14,551	8.968	130,493.36	
	SAMPO OYJ-A SHS	2,552	37.37	95,368.24	
	FORTUM OYJ	8,523	21.18	180,517.14	
	ELISA OYJ	4,477	48.75	218,253.75	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	1,810	27.40	49,594.00	
	NORDEA BANK ABP	255	6.785	1,730.17	
小計		85,193		1,802,509.30	
				(216,751,743)	
合計				3,637,608,830	
				(920,238,870)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式22銘柄	5.5%	5.6%
カナダドル	株式4銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	株式7銘柄	1.5%	1.5%
イギリスポンド	株式2銘柄	0.5%	0.5%
スイスフラン	株式4銘柄	1.0%	1.1%
香港ドル	株式3銘柄	0.7%	0.7%
シンガポールドル	株式2銘柄	0.3%	0.3%
スウェーデンクローナ	株式2銘柄	0.4%	0.4%
ユーロ	株式14銘柄	3.2%	3.2%

## （2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
日本円	第404回利付国債2年	9,000,000	9,047,160	
	第404回利付国債2年	14,000,000	14,073,360	
	第404回利付国債2年	11,000,000	11,057,640	
	第404回利付国債2年	1,000,000	1,005,240	
	第404回利付国債2年	14,000,000	14,073,360	
	第404回利付国債2年	5,000,000	5,026,200	
	第405回利付国債2年	9,000,000	9,050,220	
	第405回利付国債2年	5,000,000	5,027,900	
	第405回利付国債2年	7,000,000	7,039,060	
	第405回利付国債2年	7,000,000	7,039,060	
	第405回利付国債2年	15,000,000	15,083,700	
	第405回利付国債2年	14,000,000	14,078,120	
	第405回利付国債2年	14,000,000	14,078,120	
	第405回利付国債2年	10,000,000	10,055,800	
	第129回利付国債（5年）	5,000,000	5,026,500	
	第131回利付国債（5年）	43,000,000	43,304,440	
	第139回利付国債5年	12,000,000	12,157,920	
	第11回利付国債40年	8,000,000	8,901,200	
	第12回利付国債40年	4,000,000	4,026,440	
	第325回利付国債10年	17,000,000	17,485,520	
	第333回利付国債10年	17,000,000	17,592,960	
	第353回利付国債10年	40,000,000	40,772,400	
	第354回利付国債10年	21,000,000	21,386,190	
	第355回利付国債10年	2,000,000	2,034,820	
	第355回利付国債10年	16,000,000	16,278,560	
	第355回利付国債10年	14,000,000	14,243,740	
	第355回利付国債10年	2,000,000	2,034,820	
	第356回利付国債10年	28,000,000	28,472,080	
	第356回利付国債10年	13,000,000	13,219,180	
	第4回利付国債30年	3,000,000	3,963,270	
	第32回利付国債30年	5,000,000	6,964,700	
	第34回利付国債30年	7,000,000	9,697,870	
	第37回利付国債30年	8,000,000	10,714,720	
	第43回利付国債30年	4,000,000	5,241,000	
	第46回利付国債30年	8,000,000	10,154,000	
	第49回利付国債30年	6,000,000	7,488,960	
	第62回利付国債30年	5,000,000	5,077,950	
	第63回利付国債30年	5,000,000	4,941,100	
	第98回利付国債20年	4,000,000	4,719,080	
	第121回利付国債20年	9,000,000	10,879,740	
	第130回利付国債20年	6,000,000	7,263,060	
	第132回利付国債20年	5,000,000	6,007,000	
	第133回利付国債20年	15,000,000	18,201,900	
	第146回利付国債20年	9,000,000	10,982,790	
	第147回利付国債20年	7,000,000	8,460,270	

	第151回利付国債20年	17,000,000	19,679,880	
	第168回利付国債20年	17,000,000	17,326,740	
	第170回利付国債20年	7,000,000	7,006,510	
	第170回利付国債20年	1,000,000	1,000,930	
小計		525,000,000	558,443,180	
米ドル	US TREASURY N/B 2.875%	450,000	459,949.22	
	US TREASURY N/B 2.875%	180,000	183,979.68	
	US TREASURY N/B 2.375%	2,330,000	2,367,498.43	
	US TREASURY N/B 2.375%	70,000	71,126.56	
	US TREASURY N/B 2.5%	1,930,000	1,993,026.56	
	US TREASURY N/B 2.5%	1,110,000	1,146,248.43	
	US TREASURY N/B 1.625%	680,000	671,606.25	
	US TREASURY N/B 2.625%	690,000	730,753.12	
	US TREASURY N/B 2.625%	130,000	137,678.12	
	US TREASURY N/B 6%	660,000	823,195.31	
	US TREASURY N/B 4.75%	440,000	619,403.12	
	US TREASURY N/B 3.75%	725,000	903,814.45	
	US TREASURY N/B 3.75%	60,000	74,798.43	
	US TREASURY N/B 3.75%	140,000	174,529.68	
	US TREASURY N/B 3.75%	140,000	174,529.68	
	US TREASURY N/B 3.75%	110,000	137,130.46	
小計		9,845,000	10,669,267.50	
			(1,164,657,240)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 1.0%	350,000	335,566.00	
	CANADA-GOV'T 5.75%	120,000	163,698.00	
	CANADA-GOV'T 4%	50,000	70,064.50	
小計		520,000	569,328.50	
			(46,980,987)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	140,000	157,983.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	150,000	169,267.50	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	110,000	129,096.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	150,000	188,325.00	
小計		550,000	644,671.50	
			(48,234,321)	
イギリスポンド	TREASURY 4.25%	60,000	83,736.00	
	TREASURY 4.25%	80,000	111,648.00	
	TREASURY 4.5%	270,000	398,844.00	
	TREASURY 3.5%	210,000	309,645.00	
	TREASURY 3.5%	80,000	117,960.00	
小計		700,000	1,021,833.00	
			(142,698,978)	

マレーシアリン ギット	MALAYSIA GOVT 3.659%	510,000	512,738.70	
小計		510,000	512,738.70	
			(13,520,919)	
スウェーデンク ローナ	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	610,000	654,151.80	
	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	80,000	85,790.40	
	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	780,000	836,456.40	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	820,000	1,291,188.40	
小計		2,290,000	2,867,587.00	
			(32,260,353)	
ノルウェーク ローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.75%	530,000	538,056.00	
小計		530,000	538,056.00	
			(6,419,008)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 6.5%	2,370,000	2,366,445.00	
	MEXICAN BONOS 7.5%	1,060,000	1,102,824.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	860,000	975,842.00	
小計		4,290,000	4,445,111.00	
			(25,381,583)	
ポーランドズロ チ	POLAND GOVT BOND 3.25%	540,000	576,504.00	
小計		540,000	576,504.00	
			(16,251,647)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 2.5%	370,000	383,678.90	
	DEUTSCHLAND REP 4.25%	60,000	109,492.20	
	BTPS 0.65%	480,000	483,801.60	
	BTPS 5.5%	310,000	358,980.00	
	BTPS 4.5%	490,000	574,525.00	
	BTPS 4.5%	280,000	328,300.00	
	BTPS 4.5%	220,000	270,622.00	
	BTPS 5%	290,000	433,637.00	
	BTPS 3.85%	100,000	134,130.00	
	FRANCE O.A.T. 0%	190,000	191,235.00	
	FRANCE O.A.T. 0%	570,000	578,037.00	
	FRANCE O.A.T. 0%	90,000	91,269.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	390,000	408,876.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	160,000	167,744.00	
	FRANCE O.A.T. 1.25%	70,000	79,541.00	
	FRANCE O.A.T. 1.25%	230,000	261,487.00	
	FRANCE O.A.T. 2%	130,000	171,223.00	
	FRANCE O.A.T. 2%	170,000	223,907.00	
	SPANISH GOV'T 0.05%	300,000	301,770.00	
	SPANISH GOV'T 4.8%	404,000	488,355.20	

	SPANISH GOV'T 3.8%	372,000	437,695.20	
	SPANISH GOV'T 1.45%	120,000	131,952.00	
	SPANISH GOV'T 2.7%	180,000	242,514.00	
	BELGIAN 4%	150,000	166,365.00	
	BELGIAN 0347 0.9%	225,000	243,270.00	
	BELGIAN 0348 1.7%	100,000	122,900.00	
	IRISH GOVT 1.7%	160,000	187,504.00	
小計		6,611,000	7,572,811.10	
			(910,630,534)	
国債証券計			2,965,478,750	
			(2,407,035,570)	
合計			2,965,478,750	
			(2,407,035,570)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 8 銘柄	17.4%	17.4%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	0.7%	0.7%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	0.7%	0.7%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	2.1%	2.1%
マレーシアリングット	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.1%	0.1%
メキシコペソ	国債証券 3 銘柄	0.4%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	国債証券23銘柄	13.6%	13.6%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2019年11月11日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	47,815,420	-	47,716,218	99,202
	ユーロ	47,815,420	-	47,716,218	99,202
	買建	47,197,050	-	47,099,131	97,919
	ユーロ	47,197,050	-	47,099,131	97,919
合計		-	-	-	1,283

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

**2【ファンドの現況】**

(2019年11月29日現在)

**【純資産額計算書】**

資産総額	8,460,544,190 円
負債総額	23,658,229 円
純資産総額 ( - )	8,436,885,961 円
発行済口数	9,861,890,633 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.8555 円
(1万口当たり純資産額)	(8,555 円)

(参考)

スーパーバランス マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	6,602,249,258 円
負債総額	21,145,939 円
純資産総額 ( - )	6,581,103,319 円
発行済口数	4,283,904,889 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.5362 円
(1万口当たり純資産額)	(15,362 円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	：	10億円
会社が発行する株式総数	：	33,220株
発行済株式総数	：	18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年11月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	149 本	1,752,065,959,136 円
単位型株式投資信託	6 本	20,496,183,746 円
合計	155 本	1,772,562,142,882 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,848,374	8,783,641
前払費用	120,943	166,084
未収委託者報酬	1,195,215	1,653,543
未収運用受託報酬	121,276	124,755
未収投資助言報酬	241,655	256,406
その他	171	186
流動資産合計	10,527,636	10,984,617
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 183,994	<sup>1</sup> 167,904
器具備品	<sup>1</sup> 171,123	<sup>1</sup> 153,164
建設仮勘定	258	35,501
有形固定資産合計	355,375	356,569
無形固定資産		
ソフトウェア	72,467	60,361
電話加入権	6,662	6,662
その他	26	3
ソフトウェア仮勘定	-	13,000
無形固定資産合計	79,156	80,028
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,022
長期差入保証金	181,690	181,690
長期前払費用	5,381	4,920
前払年金費用	65,364	45,606
繰延税金資産	23,583	43,576
投資その他の資産合計	276,019	277,816
固定資産合計	710,552	714,413
資産合計	11,238,188	11,699,031

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	66,282	87,372
未払金	947,328	917,223
未払収益分配金	132	134
未払償還金	7,137	-
未払手数料	411,569	600,682
その他未払金	528,489	316,406
未払費用	34,681	40,858
未払法人税等	237,896	398,894
未払消費税等	59,288	93,070
賞与引当金	111,465	125,179
流動負債合計	1,456,943	1,662,600
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	58,490	58,882
固定負債合計	58,490	58,882
負債合計	1,515,433	1,721,483
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,032,929	2,287,707
利益剰余金合計	5,207,971	5,462,748
株主資本合計	9,722,754	9,977,532
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	-	15
評価・換算差額等合計	-	15
純資産合計	9,722,754	9,977,548
負債・純資産合計	11,238,188	11,699,031

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,855,026	6,438,402
受入手数料	5,274	4,468
運用受託報酬	1,999,074	1,821,257
投資助言報酬	435,317	581,193
営業収益合計	7,294,693	8,845,322
営業費用		
支払手数料	1,675,008	2,241,473
広告宣伝費	70,117	43,065
公告費	-	375
調査費	1,378,602	1,580,451
調査費	574,087	584,064
委託調査費	804,514	996,386
委託計算費	341,672	365,866
営業雑経費	98,265	157,569
通信費	14,032	22,936
印刷費	70,234	118,976
協会費	8,466	9,325
諸会費	5,531	5,804
営業雑費	0	525
営業費用合計	3,563,665	4,388,800
一般管理費		
給料	1,504,298	1,657,528
役員報酬	64,993	76,585
給料・手当	1,163,033	1,269,478
賞与	276,272	311,465
賞与引当金繰入	111,465	125,179
法定福利費	229,143	251,898
福利厚生費	37,638	31,313
交際費	1,309	2,071
寄付金	200	200
旅費交通費	29,907	34,359
租税公課	61,257	71,711
不動産賃借料	157,238	202,713
退職給付費用	43,818	84,659
固定資産減価償却費	75,829	88,029
事務委託費	97,645	98,081
諸経費	78,926	99,121
一般管理費合計	2,428,681	2,746,868
営業利益	1,302,346	1,709,653

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取利息	179	179
受取配当金	9	-
投資有価証券売却益	98	-
償還金等時効完成分	28	7,169
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 1,164	<sup>1</sup> 1,332
為替差益	631	-
雑益	663	691
営業外収益合計	2,775	9,373
営業外費用		
為替差損	-	48
雑損失	663	1,547
時効成立後支払償還金	1,564	-
営業外費用合計	2,228	1,596
経常利益	1,302,892	1,717,430
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 10,559	-
移設関連費用	30,245	-
特別損失合計	40,805	-
税引前当期純利益	1,262,087	1,717,430
法人税、住民税及び事業税	372,601	548,652
法人税等調整額	44,522	19,999
法人税等合計	328,078	528,652
当期純利益	934,008	1,188,777

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330
当期変動額					
剰余金の配当			690,584	690,584	690,584
当期純利益			934,008	934,008	934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	243,424	243,424	243,424
当期末残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	36	36	9,479,367
当期変動額			
剰余金の配当			690,584
当期純利益			934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	243,387
当期末残高	-	-	9,722,754

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754
当期変動額					
剰余金の配当			933,999	933,999	933,999
当期純利益			1,188,777	1,188,777	1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	254,777	254,777	254,777
当期末残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,722,754
当期変動額			
剰余金の配当			933,999
当期純利益			1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	254,793
当期末残高	15	15	9,977,548

[注記事項]

（重要な会計方針）

- |  |
|--|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> |
| <p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>（1）有形固定資産</p> <p>定額法<br/>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 6年～18年<br/>器具備品 3年～20年</p>             |



<p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」57,561千円は「固定負債」の「繰延税金負債」33,978千円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」23,583千円として表示しており、変更前と比べ資産合計が33,978千円、負債合計が33,978千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	33,110千円	50,882千円
器具備品	233,830千円	283,070千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,164千円	1,332千円

2 前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に建物付属設備6,108千円、システム関係3,084千円、什器備品1,362千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	690,584,268円	36,564円00銭	2017年3月31日	2017年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1年内	8,789	8,789
1年超	29,296	20,507
合計	38,085	29,296

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。差入保証金は、賃貸借契約先の森ビルに対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価格の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,848,374	8,848,374	-
(2) 未収委託者報酬	1,195,215	1,195,215	-
(3) 未収運用受託報酬	121,276	121,276	-
(4) 未収投資助言報酬	241,655	241,655	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	-	-	-
(6) 長期差入保証金	181,690	181,208	481
資産計	10,588,211	10,587,730	481
(1) 未払手数料	411,569	411,569	-
(2) その他未払金	528,489	528,489	-
負債計	940,058	940,058	-

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,783,641	8,783,641	-
(2) 未収委託者報酬	1,653,543	1,653,543	-
(3) 未収運用受託報酬	124,755	124,755	-
(4) 未収投資助言報酬	256,406	256,406	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	2,022	2,022	-
(6) 長期差入保証金	181,690	184,263	2,572
資産計	11,002,059	11,004,632	2,572
(1) 未払手数料	600,682	600,682	-
(2) その他未払金	316,406	316,406	-
負債計	917,089	917,089	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,848,087	-	-	-
未収委託者報酬	1,195,215	-	-	-
未収運用受託報酬	121,276	-	-	-
未収投資助言報酬	241,655	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,406,234	-	181,690	-

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,783,536	-	-	-
未収委託者報酬	1,653,543	-	-	-
未収運用受託報酬	124,755	-	-	-
未収投資助言報酬	256,406	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,004	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,818,241	1,004	181,690	-

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,022	2,000	22
小計	2,022	2,000	22
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,022	2,000	22

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	1,198	98	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	48,679	千円
退職給付費用	43,818	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	60,503	"
前払年金費用の期末残高	65,364	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	618,696	千円
年金資産	684,333	"
	65,637	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"
前払年金費用	65,364	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,818	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	65,364	千円
退職給付費用	84,659	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	64,901	"
前払年金費用の期末残高	45,606	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	702,199	千円
年金資産	748,078	"
	45,879	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"
前払年金費用	45,606	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,659	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	34,130	千円	38,330	千円
未払事業税	16,621	"	24,142	"
資産除去債務	17,909	"	18,029	"
その他	8,629	"	9,379	"
繰延税金資産小計	77,291	"	89,882	"
評価性引当額	19,484	"	19,573	"
繰延税金資産合計	57,806	"	70,308	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	7	"
資産除去費用	14,208	"	12,760	"
前払年金費用	20,014	"	13,964	"
繰延税金負債合計	34,222	"	26,732	"
繰延税金資産の純額	23,583	"	43,576	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
法定実効税率	30.86	%	-	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	"	-	"
評価性引当額の増減	4.08	"	-	"
雇用拡大促進税制の特別控除	1.03	"	-	"
住民税均等割	0.18	"	-	"
その他	0.04	"	-	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.99	%	-	%

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.027%～1.314%を適用しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
期首残高	28,843	千円	58,490	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,266	"	-	"
時の経過による調整額	380	"	391	"
期末残高	58,490	千円	58,882	千円

## （賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への営業収益	4,855,026	5,274	1,999,074	435,317	7,294,693

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への営業収益	6,438,402	4,468	1,821,257	581,193	8,845,322

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	396,472	未収投資助言報酬	221,851
							支払手数料料	351,238	未払手数料料	114,770

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	406,364	未収投資助言報酬	215,154
							支払手数料料	438,123	未払手数料料	126,032

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	514,785円55銭	528,275円96銭
1株当たり当期純利益金額	49,452円47銭	62,941円57銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,722,754	9,977,548
普通株式に係る純資産額（千円）	9,722,754	9,977,548
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益（千円）	934,008	1,188,777
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-



普通株式に係る当期純利益(千円)	934,008	1,188,777
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2019年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,729,565
未収委託者報酬	1,758,796
未収運用受託報酬	390,295
未収投資助言報酬	253,657
その他	127,600
流動資産合計	10,259,914
固定資産	
有形固定資産	
建物	<sup>1</sup> 158,972
器具備品	<sup>1</sup> 133,198
建設仮勘定	35,192
有形固定資産合計	327,363
無形固定資産	
ソフトウェア	61,559
電話加入権	6,662
ソフトウェア仮勘定	2,000
無形固定資産合計	70,222
投資その他の資産	
投資有価証券	2,119
長期差入保証金	181,690
長期前払費用	3,643
前払年金費用	46,390
繰延税金資産	44,014
投資その他の資産合計	277,857
固定資産合計	675,444
資産合計	10,935,359

当中間会計期間末 (2019年9月30日)	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払手数料	626,857
未払法人税等	295,661
賞与引当金	134,535
その他	<sup>2</sup> 439,305
流動負債合計	1,496,359
固定負債	
資産除去債務	59,081
固定負債合計	59,081
負債合計	1,555,440
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,690,010
利益剰余金合計	4,865,052
株主資本合計	9,379,835
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	82
評価・換算差額等合計	82
純資産合計	9,379,918
負債・純資産合計	10,935,359

## 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,479,392
受入手数料	955
運用受託報酬	916,539
投資助言報酬	275,231
営業収益合計	4,672,118
営業費用	
支払手数料	1,202,181
その他営業費用	1,140,807
営業費用合計	2,342,988
一般管理費	<sup>1</sup> 1,474,964
営業利益	854,165
営業外収益	<sup>2</sup> 2,196
営業外費用	<sup>3</sup> 2,312
経常利益	854,048
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	854,048
法人税、住民税及び事業税	263,446
法人税等調整額	467
法人税等合計	262,978
中間純利益	591,070

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,188,766	1,188,766	1,188,766
中間純利益			591,070	591,070	591,070
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	597,696	597,696	597,696
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,690,010	4,865,052	9,379,835

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	15	15	9,977,548
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,188,766
中間純利益			591,070
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	66	66	66
当中間期変動額合計	66	66	597,629
当中間期末残高	82	82	9,379,918

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物          6年～18年	
器具備品    3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (表示方法の変更)

該当事項はありません。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2019年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	59,813千円
器具備品	305,877千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	31,738千円
無形固定資産	11,805千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,389千円
3 営業外費用のうち主なもの	
時効成立後支払分配金	2,312千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
1年内	8,789
1年超	16,113
合計	24,902



## （金融商品関係）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,729,565	7,729,565	-
(2)未収委託者報酬	1,758,796	1,758,796	-
(3)未収運用受託報酬	390,295	390,295	-
(4)未収投資助言報酬	253,657	253,657	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	2,119	2,119	-
(6)長期差入保証金	181,690	184,162	2,472
資産計	10,316,124	10,318,596	2,472
(1)未払手数料	626,857	626,857	-
負債計	626,857	626,857	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

## 1. その他有価証券

当中間会計期間末（2019年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,119	2,000	119
小計	2,119	2,000	119
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,119	2,000	119

## 2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	58,882千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	198千円
当中間会計期間末残高	<u>59,081千円</u>

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,479,392	955	916,539	275,231	4,672,118

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	496,633円57銭
1株当たり中間純利益金額	31,295円07銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
中間純利益金額(千円)	591,070
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	591,070
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
島大証券株式会社	100	
第四北越証券株式会社 1	600	
楽天証券株式会社	7,495	
松井証券株式会社	11,945	
auカブコム証券株式会社 2	7,196	
株式会社関西みらい銀行	38,900	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会 3	107,275	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

- 1 新規販売を停止しています。2019年10月1日付で、第四証券株式会社は商号を第四北越証券株式会社に変更いたしました。
- 2 2019年12月1日付で、カブドットコム証券株式会社は商号をauカブコム証券株式会社に変更いたしました。
- 3 全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

## (3) 投資顧問会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
りそなアセットマネジメント株式会社	1,000	投資運用業、投資助言・代理業（投資助言業）を営んでいます。

**2【関係業務の概要】****(1) 受託会社**

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

**(2) 販売会社**

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**(3) 投資顧問会社**

ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

**3【資本関係】****(1) 受託会社**

該当事項はありません。

**(2) 販売会社**

該当事項はありません。

**(3) 投資顧問会社**

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

名称、資本金の額及び事業の内容

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**関係業務の概要**

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

**資本関係**

該当ありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
  - ・ 詳細情報の入手方法
    - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）、電話番号および受付時間等
    - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
    - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
    - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の2019年5月10日から2019年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の2019年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑輪 康喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。